

入間市手数料条例新旧対照表

改正案			現 行		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
事務の種類	金額		事務の種類	金額	
1～47 略			1～47 略		
48 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までに規定する長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料	1戸につき、次の各号に定める額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。 (1)～(3) 略 (4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づき、建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定（以下「建築基準関係規定」という。）に適合するかどうかの審査の申出があつた場合は、前三号に定める額に、34の項の定めるところにより算定した建築物確認申請又は計画通知手数料の額（同法第6条の3又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定を併せて申し出る場合については、一の建築物（同法第20条第2項の規定により別の建築物とみなされる建築物）にあつては、当該別の建築物とみなされる建築物）ごとに、構造計算が同法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより適正に行われたものは120,700円、その他のものは174,600円を加	48 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までに規定する長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料	1戸につき、次の各号に定める額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。 (1)～(3) 略 (4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づき、建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定（以下「建築基準関係規定」という。）に適合するかどうかの審査の申出があつた場合は、前三号に定める額に、34の項の定めるところにより算定した建築物確認申請又は計画通知手数料の額（同法第6条の3又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定を併せて申し出る場合については、一の建築物（同法第20条第2項の規定により別の建築物とみなされる建築物）にあつては、当該別の建築物とみなされる建築物）ごとに、構造計算が同法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより適正に行われたものは118,560円、その他のものは171,480円を加

			算した額)を申請戸数で除して得た額を加算した額
49	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料	1戸につき、次の各号に定める額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。 (1)～(3) 略 (4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項の規定により準用する同法第6条第2項の規定に基づき、当該計画変更が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出があつた場合は、前三号に定める額に、34の項の定めるところにより算定した建築物確認申請又は計画通知手数料の額(建築基準法第6条の3又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定を併せて申し出る場合については、一の建築物(同法第20条第2項の規定により別の建築物とみなされる建築物にあつては、当該別の建築物とみなされる建築物)ごとに、構造計算が同法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより適正に行われたものは <u>120,700円</u> 、その他のものは <u>174,600円</u> を加算した額)を申請戸数で除して得た額を加算した額
50・51 略			
52	都市の低炭素化の促進に関する法律	低炭素建築物	(1)・(2) 略 (3) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条

			算した額)を申請戸数で除して得た額を加算した額
49	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料	1戸につき、次の各号に定める額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。 (1)～(3) 略 (4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項の規定により準用する同法第6条第2項の規定に基づき、当該計画変更が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出があつた場合は、前三号に定める額に、34の項の定めるところにより算定した建築物確認申請又は計画通知手数料の額(建築基準法第6条の3又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定を併せて申し出る場合については、一の建築物(同法第20条第2項の規定により別の建築物とみなされる建築物にあつては、当該別の建築物とみなされる建築物)ごとに、構造計算が同法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより適正に行われたものは <u>118,560円</u> 、その他のものは <u>171,480円</u> を加算した額)を申請戸数で除して得た額を加算した額
50・51 略			
52	都市の低炭素化の促進に関する法律	低炭素建築物	(1)・(2) 略 (3) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条

	する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料	新築等計画の認定申請手数料	第2項の規定に基づき、建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出があった場合は、前二号に定める額に、34の項の定めるところにより算定した建築物確認申請又は計画通知手数料の額(建築基準法第6条の3又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定を併せて申し出る場合については、一の建築物(同法第20条第2項の規定により別の建築物とみなされる建築物にあつては、当該別の建築物とみなされる建築物)ごとに、構造計算が同法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより適正に行われたものは120,700円、その他のものは174,600円を加算した額)を加算した額		する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料	新築等計画の認定申請手数料	第2項の規定に基づき、建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出があった場合は、前二号に定める額に、34の項の定めるところにより算定した建築物確認申請又は計画通知手数料の額(建築基準法第6条の3又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定を併せて申し出る場合については、一の建築物(同法第20条第2項の規定により別の建築物とみなされる建築物にあつては、当該別の建築物とみなされる建築物)ごとに、構造計算が同法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより適正に行われたものは118,560円、その他のものは171,480円を加算した額)を加算した額
53	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料	(1)・(2) 略 (3) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項の規定により準用する同法第54条第2項の規定に基づき、当該計画変更が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出があった場合は、前二号に定める額に、34の項の定めるところにより算定した建築物確認申請又は計画通知手数料の額(建築基準法第6条の3又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定を併せて申し出る場合については、一の建築物(同法第20条第2項の規定により別の	53	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料	(1)・(2) 略 (3) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項の規定により準用する同法第54条第2項の規定に基づき、当該計画変更が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出があった場合は、前二号に定める額に、34の項の定めるところにより算定した建築物確認申請又は計画通知手数料の額(建築基準法第6条の3又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定を併せて申し出る場合については、一の建築物(同法第20条第2項の規定により別の

			建築物とみなされる建築物にあつては、当該別の建築物とみなされる建築物) ごとに、構造計算が同法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより適正に行われたものは <u>120,700円</u> 、その他のものは <u>174,600円</u> を加算した額)を加算した額				建築物とみなされる建築物にあつては、当該別の建築物とみなされる建築物) ごとに、構造計算が同法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより適正に行われたものは <u>118,560円</u> 、その他のものは <u>171,480円</u> を加算した額)を加算した額
54	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の審査	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料	次に掲げる額を合算して得た金額 (1)～(4) 略 (5) 建築物省エネ法第30条第2項の規定に基づき、建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出があつた場合は、34の項の定めるところにより算定した建築物確認申請又は計画通知手数料の額(建築基準法第6条の3又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定を併せて申し出る場合については、一の建築物(同法第20条第2項の規定により別の建築物とみなされる建築物にあつては、当該別の建築物とみなされる建築物) ごとに、構造計算が同法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより適正に行われたものは <u>120,700円</u> 、その他のものは <u>174,600円</u> を加算した額)	54	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の審査	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料	次に掲げる額を合算して得た金額 (1)～(4) 略 (5) 建築物省エネ法第30条第2項の規定に基づき、建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出があつた場合は、34の項の定めるところにより算定した建築物確認申請又は計画通知手数料の額(建築基準法第6条の3又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定を併せて申し出る場合については、一の建築物(同法第20条第2項の規定により別の建築物とみなされる建築物にあつては、当該別の建築物とみなされる建築物) ごとに、構造計算が同法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより適正に行われたものは <u>118,560円</u> 、その他のものは <u>171,480円</u> を加算した額)
55	建築物省エネ法第31条第1	建築物エネルギー	次に掲げる額を合算して得た金額 (1)～(4) 略	55	建築物省エネ法第31条第1	建築物エネルギー	次に掲げる額を合算して得た金額 (1)～(4) 略

<p>項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>ギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料</p>	<p>(5) 建築物省エネ法第31条第2項の規定により準用する建築物省エネ法第30条第2項の規定に基づき、当該計画変更が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出があつた場合は、34の項の定めるところにより算定した建築物確認申請又は計画通知手数料の額（建築基準法第6条の3又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定を併せて申し出る場合については、一の建築物（同法第20条第2項の規定により別の建築物とみなされる建築物にあつては、当該別の建築物とみなされる建築物）ごとに、構造計算が同法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより適正に行われたものは<u>120,700円</u>、その他のものは<u>174,600円</u>を加算した額）</p>	<p>項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>ギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料</p>	<p>(5) 建築物省エネ法第31条第2項の規定により準用する建築物省エネ法第30条第2項の規定に基づき、当該計画変更が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出があつた場合は、34の項の定めるところにより算定した建築物確認申請又は計画通知手数料の額（建築基準法第6条の3又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定を併せて申し出る場合については、一の建築物（同法第20条第2項の規定により別の建築物とみなされる建築物）ごとに、構造計算が同法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより適正に行われたものは<u>118,560円</u>、その他のものは<u>171,480円</u>を加算した額）</p>
<p>56～74 略</p>			<p>56～74 略</p>		
<p>備考 略</p>			<p>備考 略</p>		